

面会規程

1. 目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持、ならびに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会時間

面会時間は原則として以下のとおりとする。

毎日 13時30分～17時00分

時間の制限は設けないが、患者の負担にならない範囲とする。診療・処置・看護ケア等の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整する場合がある。

4. 面会者

面会者は原則として以下の者とする。

- (1) 家族またはキーパーソン、患者および家族が許可した者
- (2) 年齢制限は設けない

5. 面会を控えていただく場合

以下のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者に発熱（37.0℃以上）、咳、下痢等の症状がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している場合
- (3) 過去1週間以内に感染症患者との接触がある場合
- (4) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (5) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

6. 面会場所

面会場所は原則として以下とする。

- (1) 食堂またはデイルーム
- (2) 患者の病状等により病室内

7. 面会手順

面会は以下の手順で行う。

- ① 面会者は各病棟ナースステーションにて面会台帳に記入する。
記載内容：訪問時間、患者氏名、面会者全員の氏名、続柄
- ② 病棟スタッフは面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断して面会可能な場合は面会場所を案内する。
- ③ 面会終了後はナースステーションへ申し出て面会台帳に面会終了時間を記入する。

8. 面会時の感染対策

面会者は以下の感染対策を遵守する。

- (1) 面会前後の手指衛生
- (2) サージカルマスク（不織布マスク）の着用

- (3) 患者の感染症状況により、N95 マスク・ビニールエプロン・ゴーグル等の個人防護具を着用していただく場合がある。 着脱方法は病院職員の指示に従う。

9. 面会中の禁止事項

面会中は以下の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (4) 他患者等の写真撮影・音声録音・SNS 等への投稿
※家族の写真・SNS 等については他患者・スタッフが映らないようにする。
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 病院職員の指示に従わない行為

10. 面会制限

患者の感染症、症状または病状等により、療養上面会が適当でないと判断した場合は、面会を制限することがある。 なお、面会制限は必要最小限の範囲とする。

11. 面会の特例

以下の場合には時間外面会を認めることがある。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者
- (3) 終末期
- (4) 主治医または病院が必要と判断した場合

12. 代替手段

感染状況や患者の状態等により対面面会が困難な場合は、オンライン面会または電話連絡等の代替手段を提案し、希望があれば支援する。

13. 周知

本規程の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

14. 感染症流行時等の対応

院内または地域で感染症の流行が認められた場合は、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、以下の措置を講じることがある。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

これらの措置は感染状況を踏まえ、院内感染防止対策委員会の判断により決定する。なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

15. 規程の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。また、制定および改訂は関係部署の意見を踏まえ、管理会議の承認を得て決定する。

本規程は 2026 年 6 月 1 日より施行する。